



熊本県公報

号外 第48号

令和8年(2026年)

9月18日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
訓 令
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一
部を改正する訓令…………… (") 1

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年9月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第33号

- 熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第29条の次に次の1条を加える。
(特定歳入等の収納)
第29条の2 法第243条の2の7第2項に規定する特定歳入等は、歳入等(令第17
3条の4第1項に規定する歳入等及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29
号)第12条の2の20第2項において準用する同条第1項に規定する歳入を除く。)の
うち、納入義務者が地方自治法施行規則第12条の2の21第1項に規定する方法に
より納付するものとする。
2 歳入徴収者は、前項の特定歳入等の収納に関する事務については、地方税共同機構に
行わせるものとする。
第50条第1項中「当該払込書類」を「払込払依頼書及び当該払込書類」に改め、同条
第2項中「指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、これに小切手振出済通知書及
び小切手振出済通知送付書を添えて」を「払出通知書を」に改める。
第56条に次の2項を加える。
3 法第243条の2の7第2項の規定の例により、収納に関する事務を地方税共同機構
に行わせる第1項の返納金は、当該返納金のうち、返納義務者が地方自治法施行規則第
12条の2の21第1項に規定する方法により返納するものとする。
4 支出命令者は、前項の返納金の収納に関する事務については、地方税共同機構に行わ
せるものとする。
第121条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」
に改め、同条第1号中「第243条の2の8第1項第1号から第3号まで」を「第243
条の2の9第1項第1号から第3号まで」に改め、同条第2号中「第243条の2の8第
1項第4号」を「第243条の2の9第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第121条の改正規定は令和8
年9月24日から、第50条の改正規定は令和8年10月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第27号

本庁各部(公室・局)課
各地方出先機関
教 育 庁 各 課
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次

その2（口座振替払及び隔地払の場合に使用）

払 出 通 知 書

年度 年 月 日

会 計 名		金 額 (円)
特 別 会 計		
基 金		
合 計		

上記の金額を熊本県会計規則第52条第2項(第53条第3項)の規定により払出しされるよう通知します。

熊本県指定金融機関 様

年 月 日

熊本県会計管理者 印

附 則
この訓令は、令和8年10月1日から施行する。